

陳情第138号	受理年月日	平成28年1月25日
付託委員会	議会運営委員会	
陳情者	門司区上藤松二丁目 11-1 軸丸 智裕	
件名	北九州市議会会議規則の一部改正について	
<p>要旨</p> <p>先日、本市に2年以上出席していない議員がいることが報道された。サラリーマンであれば、業務起因であっても労働基準法第81条によって3年の療養の後、平均賃金の1,200日分の打ち切り補償が支払われるとされている。</p> <p>今回の報道によると、当該議員の欠席の原因は、おそらく業務起因ではないと考えられるが、市民が選挙によって当選させた以上、民意を無視して議員職を剥奪したり、報酬を減額するようなことを行ってはならないと考える。</p> <p>ただ、リコールの権利を有する市民が、長期間市議会に出席していない議員がいることを全く知らず、また、長期間欠席している議員を議長が確認できないということも、大変な問題である。</p> <p>については、別紙のとおり北九州市議会会議規則の一部を改正していくだきたい。</p>		

別紙（陳情第138号）

北九州市議会会議規則（案）

改正案

（離席）

第144条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

という規定に、第2項及び第3項として次のとおり追加修正を求める。

- 2 議長は、同一会期中7割以上出席しなかった議員について、その理由とともに、これをマスコミやホームページや市議会だよりなどに公開する。なお、秘書等が議会を直接傍聴している場合は、申請等によりこれを確認し、あわせてこれを公開する。
- 3 議長は、同一会期中7割以上出席しなかった議員が、前の同一会期中にも7割以上出席しなかった場合は、第149条に基づき、議員が規律を乱していないかどうかにつき、これを執り行う。